

**軽自動車等の廃車・
名義変更は3月中に**

原動機付自転車を含む軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に課税されます。

廃棄処分や他人に譲るなどし、廃車や名義変更の届け出をしていない方は、早めに手続きをしてください。手続きをしないと、引き続き所有者として課税されますので、ご注意ください。

▽原動機付自転車(125cc以下) 市民税課諸係(☎042-387-9820) **▽軽二輪等** 東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所(☎050-5540-2033) **▽軽四輪等** 軽自動車検査協会多摩支所(☎050-38816-3104)

**消防団員による
巡回広報活動**

消防団では、市民の皆さんの防火意識を高めてもらうため、市長・市議会議員等の参加のもと巡回広報を行います。

消防団員は、職業を持つかわら、昼夜を問わずに発生する災害に備え、常に訓練を積み重ね、市民の皆さんの生命や財産を守り、また、安全で住みよいまちづくりのために、積極的に活動しています。

なお、3月1日(火)〜7日(月)の春の火災予防運動期間中は、夜間巡回広報活動を強化して行います。

時3月6日(日)午前10時から
問地域安全課防災消防係(☎042-387-998007)

**高額医療・高額介護合算制度
医療費・介護費の自己負担を軽減**

医療費が高額になった場合は、各医療保険から月額の限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。また、介護サービス費用が高額になった場合は、介護保険から月額の限度額を超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。

自己負担額をさらに軽減するために、同じ世帯で1年間(8月〜翌年7月)の各月に支払った医療保険・介護保険の自己負担額(高額療養費、高額介護サービス費の支給対象分を除いた金額)の合計が年額の基準額(下表)を超える場合に、超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費等」として支給しています。

今回の支給対象期間(令和2年8月〜3年7月)に支給対象となる被保険者の方がいる世帯に、3月中に申請書を送付します。

支給時期は、5月以降となります。

他▷同じ世帯でも、国民健康保険・職場の医療保険・後期高齢者医療保険では、それぞれ別に自己負担額を計算します▷申請の受付窓口は、令和3年7月31日時点で加入していた医療保険となります

問保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9833)、保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)、介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

70歳未満の方

所得区分(※1)	医療保険(70歳未満)と介護保険の合算
ア 901万円超	212万円
イ 600万円超〜901万円以下	141万円
ウ 210万円超〜600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円

※1 国民健康保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

70歳以上の方

所得区分(※2)	医療保険(70〜74歳)と介護保険の合算	後期高齢者医療保険(75歳以上)と介護保険の合算
現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
一般(課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下)(※3)	56万円	56万円
区分Ⅱ(住民税非課税)	31万円	31万円
区分Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下)	19万円	19万円

※2 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください
※3 後期高齢者医療保険加入者は、一部条件が異なりますのでお問い合わせください

3月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜〜金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)	労働相談	月曜〜金曜日 午前9時〜午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10☎042-321-6110)
外国人相談(English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です(法律相談、 税務相談は月1回まで)	高齢者介護相	月曜〜土曜日 午前9時〜午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5☎042-388-2440) ▷小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24☎042-388-8400)
法律相談	3月1・3・8・10・15・17・22・24・29・31日	▷法律相談、交通事故相談は、2月16日から、直接または電話で受け付け	高齢者向け住宅改修相談	第1〜4火曜日、第2・4木曜日 午後1時15分〜5時15分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5☎042-386-7373)
税務相談	3月9・23日(電話相談)	▷外国人相談は、相談日の1週間前までに、直接または電話で受け付け(For English consultations, reservation by phone or in person is requested a week in advance.)	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分〜4時30分	まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください
人身の上相談	3月22日	▷その他の相談は、相談日の当日午前9時〜正午に、直接または電話で受け付け	シルバー人材センター入会相談	第2木曜日 (祝日の場合は第1木曜日) 午後1時〜3時 (午後1時までに来所の方)	シルバー人材センター本町作業所(本町6-5-16☎0422-27-7117)
建築・登記・表示登記相談	3月2日	▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください	福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時〜5時	福祉オンブズマン事務局(市役所第二庁舎8階802会議室☎FAX=042-383-1225)へ予約してください
行政相談	3月17日	▷自立生活支援課(市役所第二庁舎2階☎042-387-9841/FAX042-384-2524)	創業相談	月曜〜金曜日 午前10時〜午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター(梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ(http://ko-to.info/)申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください
相続等暮らしの書類作成相談	3月16日	▷とことろ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)へ予約してください	福祉総合相談(ひきこもり相談含む)	▷月曜〜金曜日 午前8時30分〜午後5時 ▷原則第1日曜日(市休日窓口の第一開庁日に準ずる)	福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンター)(本町5-36-17☎042-386-0295)
交通事故相談	3月8日	子育て支援課(市役所第二庁舎3階☎042-387-9836)			
年金・労務相談	3月1日	教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階☎042-384-2508)			
手話通訳者設置	▷午前9時〜午後1時=3月7・14・22・28日 ▷午後1時〜5時=3月3・10・17・24・31日	経済課(市役所第二庁舎4階☎042-384-4999)			
女性総合相談(夫婦・家族・人間関係)	3月4・10・11・18・25日 午後1時30分〜4時30分				
ひとり親・女性相談	月曜〜金曜日 (市役所執務時間内)				
教育相談	月曜〜土曜日 午前9時〜午後4時30分				
消費生活相談	月曜〜金曜日 午前9時30分〜午後4時 (正午〜午後1時を除く)				